

南大隅町教育旅行（貸切バス）支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、観光客の誘客対策として、本町への誘客及び観光施設、飲食店等への経済波及効果を促進するため、本町を教育旅行（以下「旅行」という。）で訪れ、貸し切りバスを利用し、助成要件に含まれる旅程を計画した旅行に対し、予算の範囲内において、南大隅町教育旅行（貸切バス）支援事業奨励金を支給することを目的として、その支給については、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 旅行業の登録のある旅行エージェント若しくは学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校。（申請者が旅行エージェントの場合、支給対象者は旅行エージェントとし、申請者が学校の場合、支給対象者は学校とする。）

（要件）

第3条 下記のいずれかの要件に該当している旅行を奨励金の支給対象とする。

バス1台当たりの乗車人数が5名以上（添乗員、バス運転手及びガイド等の乗務員を除く。）であること。また、合宿、コンベンション（大会、会議、学会、セミナー、シンポジウム等）は除く。

- (1) 南大隅町の主要観光地「佐多岬」もしくは「雄川の滝」を取り込んだもの。
- (2) 南大隅町内の体験メニューを取り込んだもの。
- (3) 南大隅町内で昼食をとること。（南大隅町内事業者の弁当でも可とする）
- (4) その他、特に町長が認めるもの。

（受付期間及び対象催行期間）

第4条 申請書受付期間：当該年度の4月1日から

奨励金支給対象とする催行期間：当該年度の4月1日から3月31日の間に催行されるもの。但し、年度を跨ぐ場合は催行日を基準とし、予算の範囲内で執行するため、申し込み順で受け付ける。

（奨励金額及び奨励金限度額）

第5条 貸切バス1台当たり3万円を支給し、1団体当たりの限度額を15万円とする。

(申請書の提出)

第6条 申請者は出発日の7日前までに奨励金交付申請(様式1)に関係書類を添えて南大隅町長(以下「町長」という。)へ提出する。但し、4月1日から4月14日の間に催行を設定している場合は4月1日付けの申請とする。

関係書類: 行程表、見積書(貸切バスの利用確認ができるもの)、振込先口座コピー等

(交付決定の通知)

第7条 町長は交付申請書の内容を審査後助成決定の可否を判断し奨励金決定通知書(様式2)を通知するものとする。

(変更申請書の提出)

第8条 申請者は当初の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書(様式3)に関係書類を添えて町長へ提出しなければならない。

関係書類: 見積書等(変更が確認できるもの)

(変更交付決定の通知)

第9条 町長は変更申請書の内容を審査後助成決定の可否を判断し奨励金変更決定通知書(様式4)を通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 申請者は終了日30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日に実績報告書(様式5)に関係書類を添えて提出しなければならない。

関係書類: 行程表、貸切バスの利用を証明できるもの、参加者人数を確認できるもの等(参加者名簿または集合写真等)

(交付確定の通知)

第11条 町長は実績報告書の内容を審査後助成確定の可否を判断し奨励金確定通知書(様式6)を通知するものとする。

(請求及び支払い)

第12条 申請者は奨励金確定通知書を通知後速やかに、請求書(様式7)を町長へ提出しなければならない。その後、奨励金の支払いを行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。